

岩手県告示第 348 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ふじメンタルクリニック	盛岡市上田一丁目 3 番 10 号イースタンキャッスル 201 号	平成 19 年 3 月 1 日
吉田消化器科内科	盛岡市東見前 8 地割 20 番地 16	〃
クローバー薬局	盛岡市本宮字小板小瀬 13 番 3	平成 19 年 4 月 1 日
おりそ内科循環器クリニック	二戸市福岡字長嶺 35 番 4 号	〃
雫石町立雫石診療所	岩手郡雫石町万田渡 74 番地 1	〃